

感染性産業廃棄物処理業務別紙仕様表

静岡県立総合病院 静岡県立こころの医療センター 静岡県立こども病院

<p style="text-align: center;">種類・数量 (搬出予定量)</p> <p>特別管理産業廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・血液（血清、血漿） ・血液製剤・注射針 ・ガーゼ ・手袋 等 <p>性状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固形状・鋭利物 <p>取扱上の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手袋を着用すること ・容器を破損しないこと ・梱包した状態で処理すること ・長時間保管しないで早急に処理すること 	<p>【3病院合計】</p> <p>特別管理産業廃棄物 473,530kg/年</p>
	<p>【静岡県立総合病院】</p> <p>特別管理産業廃棄物 319,030kg/年</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px; padding-right: 5px;"> 鋭利物（針容器含む） : 50,570kg/年 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px; padding-right: 5px;"> 非鋭利物 : 268,460kg/年 </div>
	<p>【静岡県立こころの医療センター】</p> <p>特別管理産業廃棄物 6,500kg/年</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px; padding-right: 5px;"> 鋭利物（針容器含む） : 650kg/年 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px; padding-right: 5px;"> 非鋭利物 : 5,850kg/年 </div>
	<p>【静岡県立こども病院】</p> <p>特別管理産業廃棄物 148,000kg/年</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px; padding-right: 5px;"> 鋭利物（針容器含む） : 15,000kg/年 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px; padding-right: 5px;"> 非鋭利物 : 133,000kg/年 </div>

※搬出予定量は、あくまでも予定量であり、増減が見込まれる。

<p>回収日時 (搬出周期)</p>	<p>【静岡県立総合病院】</p> <p>原則として土日、祭日を除く週5日（月～金）の10：00～12：00 ただし、年末年始及び夏期休暇の期間は別途相談 ※時間変更は、他業務との調整がつく場合には可能</p>
	<p>【静岡県立こころの医療センター】</p> <p>原則として、月・木曜日（時間任意） ただし、年末年始及び夏期休暇の期間は別途相談</p>
	<p>【静岡県立こども病院】</p> <p>原則として、週3回（毎週決まった曜日）回収すること。 時間は午前中とする。 年末年始及び夏期休暇の期間は別途相談。 ※時間変更は、他業務との調整がつく場合には可能。</p>

区分		【総合病院】 見込み使用量	【こころ】 見込み使用量	【こども】 見込み使用量	
マニフェスト		23枚/月	10枚/月	20枚/月	
鋭利物	20 ℓ	メディカルペール缶	550個/月	10個/月	250個/月
		足踏みペダル スタンド	175セット/年	20セット/年	110セット/年
	50 ℓ ①	メディカルペール缶	120個/月	—	—
		足踏みペダル スタンド	—	—	—
	50 ℓ ②	メディカルペール缶	30個/月	—	10個/月
		足踏みペダル スタンド	15セット/年	—	2セット/年
	70 ℓ	メディカルペール缶	2個/月	—	—
		足踏みペダル スタンド	2セット/年	—	—
	条件 【メディカルペール缶】 ・耐貫通性のある堅牢な容器であること。 ・専用の蓋があり、足で踏むことにより開閉を行えること。（足踏みペダルスタンド付） ・廃液等が漏れない密閉容器であること。 ・容器は使い捨てで、持ち運びの工夫及び最終的に閉めたとき開かない工夫が施されていること。 ・バイオハザードマーク（黄色）付きであること。 （20ℓ外寸）縦245×横355×高さ370mm程度で甲が認めたもの。 （50ℓ外寸）①縦330×横480×高さ440mm程度で甲が認めたもの。 ②縦310×横430×高さ550mm程度で甲が認めたもの。 （70ℓ外寸）縦355×横500×高さ560mm程度で甲が認めたもの。 【足踏みペダルスタンド】 ・各メディカルペール缶を納められ、足で踏むことにより蓋の開閉を行えること。 ・床、壁面を傷つけない工夫がされていること（蓋開閉時を含む）。 ・防錆処理が施されていること。				

区分		【総合病院】 見込み使用量	【こころ】 見込み使用量	【こども】 見込み使用量
20 ℓ	ダンボール箱	180個/月 (2,160個/年)	210個/月 (2,520個/年)	0個/月 (0個/年)
	ビニール袋	180枚/月 (2,160枚/年)	210枚/月 (2,520枚/年)	0枚/月 (0枚/年)
40 ℓ	ダンボール箱	540個/月 (6,480個/年)	90個/月 (1,080個/年)	350個/月 (4,200個/年)
	ビニール袋	540枚/月 (6,480枚/年)	90枚/月 (1,080枚/年)	350枚/月 (4,200枚/年)
80 ℓ	ダンボール箱	3,670個/月 (44,040個/年)	70個/月 (840個/年)	1,600個/月 (19,200個/年)
	ビニール袋	3,670枚/月 (44,040枚/年)	70枚/月 (840枚/年)	1,600枚/月 (19,200枚/年)
非 鋭 利 物	条件 【ダンボール箱】 ・ダンボール箱は使い捨てで、厚さは4mm以上とする。 ・上部と底の蓋に封をするためのクラフトテープを支給すること。 ・バイオハザードマーク（橙色）付きであること。 （20ℓ外寸）：縦280×横280×高さ290mm程度で甲が認めたもの。 （40ℓ外寸）：縦346×横346×高さ350mm程度で甲が認めたもの。 （80ℓ外寸）：縦405×横405×高さ505mm程度で甲が認めたもの。 【ビニール袋】 ・青色、厚さ0.04mm以上、低密度ポリエチレンで甲が認めたもの。 （20ℓダンボール用）：縦 800×横650mm（45ℓ用）程度で甲が認めたもの。 （40ℓダンボール用）：縦 900×横800mm（70ℓ用）程度で甲が認めたもの。 （80ℓダンボール用）：縦1,000×横900mm（90ℓ用）程度で甲が認めたもの。 ・10枚1袋入りで納品すること。 ・単体で使用される場合がある。			
	※総合病院とこころの医療センターについては、ダンボール箱の代わりに、使い捨て（複数回利用不可）のメディカルペール缶を使用できるものとする（その場合は、上記「メディカルペール缶」と同様に、専用の蓋及び足踏みペダルスタンド付きとする）。但し、こども病院はダンボール箱のみとする。 ダンボールの代わりにメディカルペール缶を使用する際の規格は、上記「メディカルペール缶」と同等程度とするが、バイオハザードマーク（橙色）付きとし、事前に甲の承認を得なければならない。その場合、手術室など一部については甲が別に指定した規格のものを使用することとする。 また、足踏みペダルスタンド付きとなるため、それぞれ下記のとおり非鋭利物用としてさらに納品すること。			
非鋭利物用として メディカルペール缶 使用の場合のみ		【総合病院】 見込み使用量	【こころ】 見込み使用量	
20 ℓ	足踏みペダル スタンド	74セット/年		21セット/年
40ℓ or 50ℓ	足踏みペダル スタンド	85セット/年		9セット/年
70ℓ or 80ℓ	足踏みペダル スタンド	42セット/年		—

※見込み使用量は、あくまでも見込みであり、増減が見込まれる。

※乙が納入する容器及び付随する装置等の代金は、業務委託単価の経費に含めること。